相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京丹後市峰山町鱒留六九二番地、最後の住所京都府南丹市園部町美園町五号八番地七　被相続人　亡　笠次　節哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から四箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十二日

京都府南丹市園部町宮町西三六番地六　プリマヴェラ一〇二号園部法律事務所　相続財産管理人　弁護士　神谷　孝司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所大阪府東大阪市小若江三丁目一番五号　被相続人　亡　吉川**龍**雄こと　方　河**龍**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十二日

大阪市中央区安土町三丁目四番五号本丸田ビル三階　相続財産管理人弁護士　住吉　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県中津市大字角木四七二番地、最後の住所大分県宇佐市大字南宇佐一六五五番地　被相続人　亡　有田　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十二日

福岡県築上郡吉富町大字幸子四八三番地二　相続財産管理人　矢頭　和敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県大野郡大野町大字大原二一一〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　足立　首

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十二日

大分県豊後大野市大野町大原二七八番地　相続財産管理人　箱崎　一彦

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年七月二十二日

一、墳墓等所在地　熊本市井川淵町四番一五、一七、一八及び一九

一、墳墓等の名称　極楽寺

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳

①黒瀬長次郎、②井戸博次、③田中源治郎、④平嶋勘治、⑤田中**坐穂**、⑥大越五郎

氏名不詳　三十四基

一、改葬を行おうとする者　熊本市井川淵町五一三　宗教法人極楽寺　代表役員　濱本　俊寛

任意清算公告

当社は、総社員の同意により平成二十三年六月三十日をもって解散し、会社法第六百六十八条第一項の財産の処分の方法に従い精算をいたしますので、この精算方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年七月二十二日

秋田県南秋田郡八郎潟町字大道五〇番地五　合資会社三協オーム　代表社員　伊藤　秀雄

債権申出の催告（第三回）

当企業年金は、平成二十三年六月一日厚生労働大臣の承認により終了したので、当企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月二十二日

東京都品川区西五反田四丁目三一番一号　東日カーライフグループ企業年金　清算人　吉村　隆治

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年7月22日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①河辺恒産　②東京都知事(9)38152　③河邊正男　④東京都調布市若葉町1－31－22　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都調布市若葉町1－31－22　河辺恒産　河邊正男

①第一リース株式会社　②東京都知事(1)86085　③代表取締役　野島慶雅　④東京都港区赤坂8－4－14　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区虎ノ門一丁目2番6号　第一リース株式会社　代表取締役　酒井雅士

①東洋ビルメンテナンス株式会社　②国土交通大臣(3)6069　③代表取締役　福田二郎　④東京都港区虎ノ門一丁目12番15号　⑤1500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区虎ノ門一丁目12番15号　東洋ビルメンテナンス株式会社　代表取締役　福田二郎

①株式会社MDI　②国土交通大臣(1)7961　③代表取締役　深山祐助　④東京都中央区銀座二丁目7番18号銀座貿易ビル6階　廃止した従たる事務所　東京都千代田区外神田一丁目13番3号　神奈川県川崎市川崎区駅前本町11番地1　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中央区銀座二丁目7番18号銀座貿易ビル6階　株式会社MDI　代表取締役　深山祐助

①住商アーバン開発株式会社　②国土交通大臣(2)第6522号　③代表取締役　小久保正明　④東京都中央区晴海一丁目8番8号　廃止した従たる事務所　宮城県仙台市泉区泉中央1－4－1　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中央区晴海一丁目8番8号　住商アーバン開発株式会社　代表取締役　小久保正明

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第4項の規定により次のとおり公告します。

社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の8第1項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に同法施行規則第26条の5第1項に規定する認証申出書3通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成23年7月22日

東京都千代田区紀尾井町3番30号　社団法人不動産保証協会

記

年番	度号	商号又は名称	免許証番号	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平23不保449		株式会社シーエーピーコーポレーション	北海道知事石狩(4)6069	北海道札幌市中央区南3条西12－326	1000万円
平23不保450		有限会社環境技建	宮城県知事(5)3919	宮城県遠田郡美里町北青沼禮子	〃

代表者の氏名	代表取締役
田中弘子	
代表取締役	
浦字天神前16－2	